

■ 基本的な考え方

受付カウンター、水飲み器、ATM を設置する場合は、それぞれ車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び形状とする必要があります。

■ 参考とすべき基準

内 容		関 連 条 例	対 象 規 模
カ ウ ン タ ー 受 付	①受付カウンターのうち1以上は、高さ 70cm 以上 75cm以下であるか (1,000 m ² 未満の劇場等についても準じた基準とすることが望ましい)	条 26	劇場等
	②受付カウンターの下部は、車椅子使用者に配慮した高さ 65cm以上、奥行き 45cm以上の空間を確保しているか (1,000 m ² 未満の劇場等についても準じた基準とすることが望ましい)		

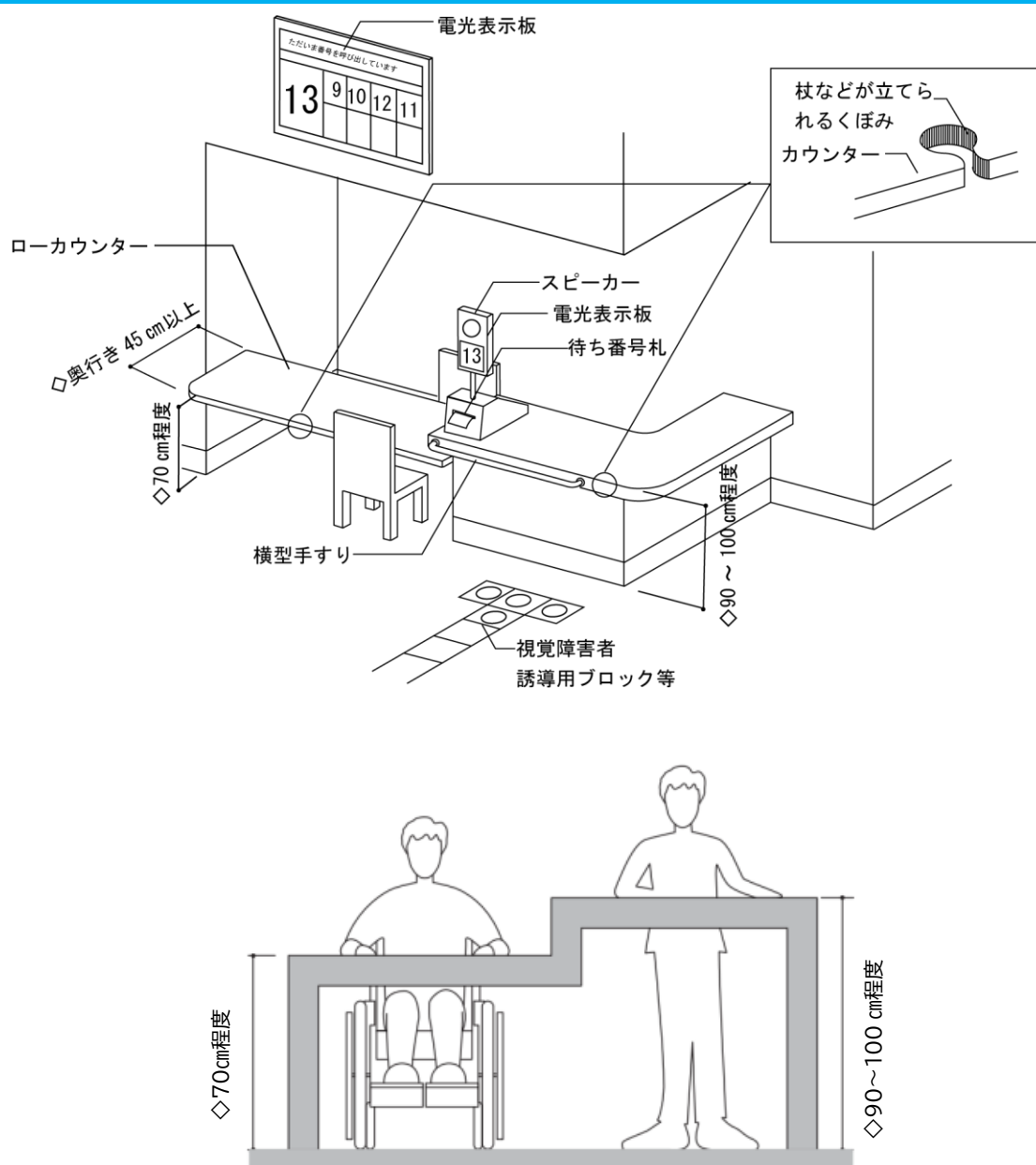
■ 参考とすべき項目

項 目	解 説	参照条文等
① 受 付 カ ウ ン タ ー	◇劇場等では、車椅子使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車椅子使用者のひざが入るように、高さ 70 cm程度のスペースを設ける。 ◇車椅子使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 ◇杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。 ◇立位で使用する受付カウンターは、松葉杖使用者などが身体を支えることができるように固定し、必要に応じて、手すりを設ける。 ◇呼び出しをする受付カウンターには、音声装置ほか、聴覚障がい者のために、電光掲示板を設置する。 ◇視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、ハイカウンター(高さ 90～100 cm 程度)側に誘導する。 ◇カウンター上部は、子供の手が届く範囲に物を置かないように配慮する。	条 26 【図 1、2、3】
② カ ウ ン タ ー 下 部	◇カウンター等の下部は、高さ 65 cm以上、奥行き 45 cm以上とする。 ◇机・テーブルの下に棚を設ける場合でも、車椅子使用者が利用しやすいように配慮する。	【図 1、2、3】
水飲み器	◇蛇口の水栓器具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏式の場合には、手動式の給水栓を併設する。 ◇車椅子使用者が接近できる水平スペース(150 cm×150 cm以上)を確保する。	【図 4】
ATM	◇ATM(現金自動取引装置)のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障がい者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ◇金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとするのが望ましい。 ◇金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。 ◇金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用するのが望ましい。 ◇ATMは操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ(足元のスペース確保)や、見や	標 2-18.4.1.3.1 標 2-18.4.1.3.1 【図 5】

項目	解 説	参照条文等
	すさ(画面への映り込みの防止)・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。 ◇視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。	標 2-18.4.1.3.4
案内表示	◇聴覚障がい者や高齢者等に配慮し、官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、電光掲示板等を設ける。 ◇筆談ボードやメモ用紙、ホワイトボード、筆談が可能なタブレット端末等を常備した案内所のカウンターには、「耳マーク」、「聴覚障がい者向けの備品貸し出し」などの案内表示を設置する。	

参考図

図 1 受付カウンターの整備例



■ 参考図

図 2 受付カウンター(車椅子対座位)の整備例

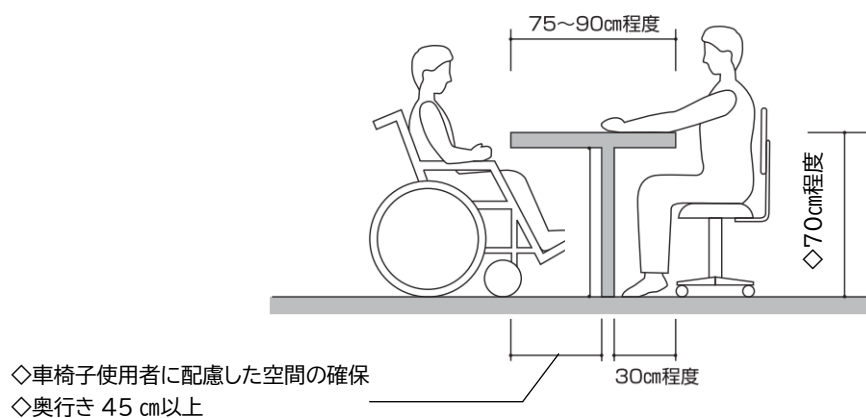


図 3 受付カウンター(車椅子対立位)の整備例

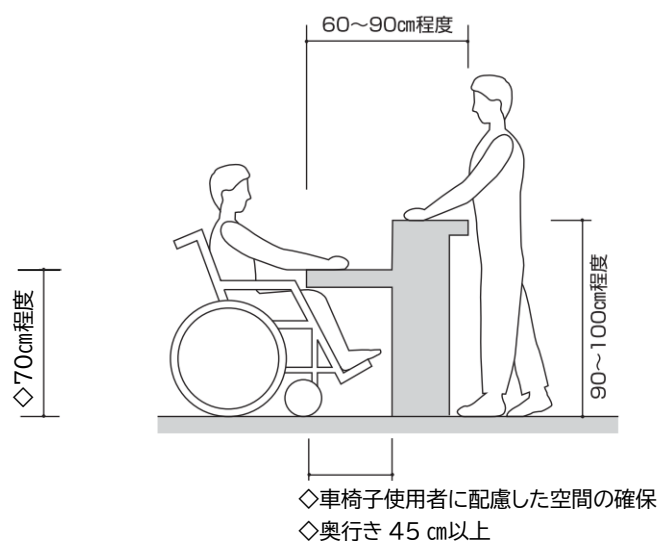


図 4 水飲み器の整備例

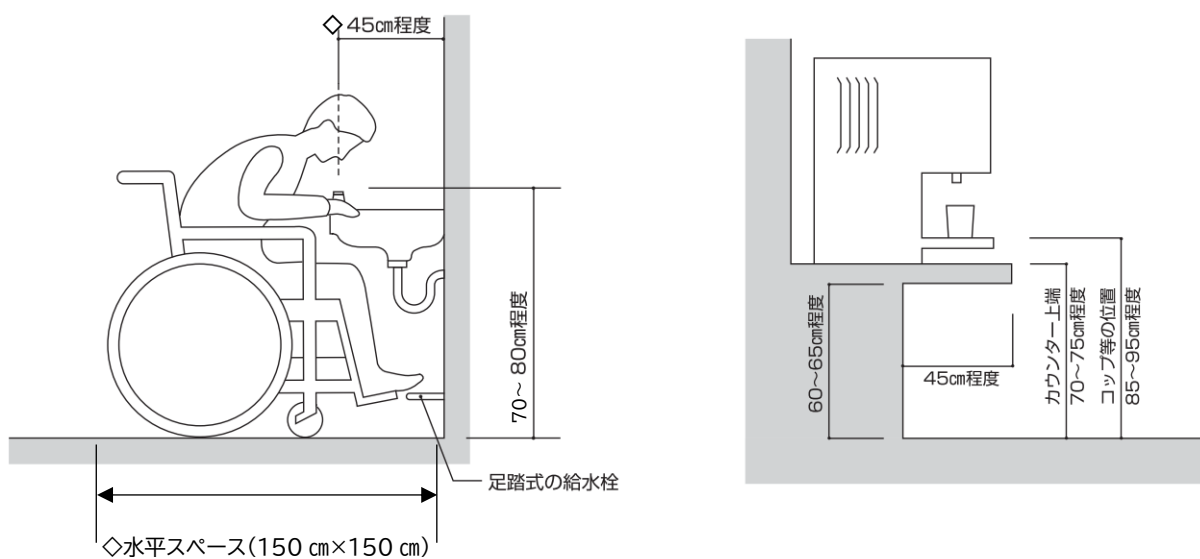


図 5 ATM の設置例



◇車椅子使用者が手すりを掴み、
体を引き寄せて操作できるA T
M。A T Mの上部照明はグレア
カットルーバーを採用



◇視覚障がい者の方の
ご案内用受話器（ハ
ンドセット）を設置



◇車椅子使用者が身体を引
き寄せやすいよう、操作
機の左右にハンドグリッ
プを装備したA T M